指定介護予防及び指定認知症対応型共同生活介護運営規程

この運営規程において、社会福祉法人中越老人福祉協会が運営するグループホームかめさんの家において行う指定介護予防及び指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業所」という）の適切な運営を確保するため、人員、設備及び運営に関する事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第 1 条　この事業は、認知症の状態にあるものに対して、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、当該事業所に入居し、共同に生活して、指定介護予防及び指定認知症対応型共同生活介護を行う。

2　この事業所は、介護保険法、老人保健法、健康保険法等の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図ると共に、利用者個々の生活能力の向上を推進し、快適な生活ができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条　事業の実施にあたっては、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などと連携を図り、協力と理解のもとに専門的なサービスの提供に努めるものとする。

2　その他、必要な事項は別途運営方針として定める。

（事業所の名称等）

第 3 条　事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)　事業所の名称　　社会福祉法人中越老人福祉協会
　　グループホームかめさんの家

(2)　事業所の所在地　新潟県三島郡出雲崎町大字船橋 479 番地 2

（利用者の定員）

第 4 条　事業を実施する実施単位数及び利用者数の上限は、次の通りとする。

(1)　利用定員　　9 人

(2)　事業実施単位数　1 ユニット

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条　事業所は、管理者及び職員を次の通り配置し、職務内容を次により定める。

(1)　管理者　1 人（常勤）

(ｱ)　管理者は、事業運営の管理について、適正な資質を有するものとする。

(ｲ)　管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備や備品の衛生管理に努め、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるように総括する。

(ｳ)　管理者は、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事することができるものと

する。

(2) 計画作成担当者　1人以上（常勤）

(ｱ) 計画作成担当者は、その職務に対応できる適正な資質を有し、利用者の心身の状況、希望及びその環境を踏まえて、利用者が日常生活において快適で生き甲斐のある生活を営めるよう、生活の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定介護予防及び指定認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(ｲ) 計画作成担当者は、利用者の提供サービス全般について、関係職員との連絡・調整を行うものとする。

(ｳ) 計画作成担当者は、グループホーム内の他の職務と兼務することができる。

(3) 介護職員　3人以上（常勤・非常勤）

(ｱ) 介護職員は、職務に適応できる適正な資質を有するものとする。

(ｲ) 介護職員は、利用者の日常生活を満たすために、事業所での下記提供サービス全般の支援を行うものとする。

① 食事に関する一連の支援

② 入浴に関する一連の支援

③ 排泄に関する一連の支援

④ 家事に関する一連の支援

⑤ その他、日常生活に必要な支援

(ｳ) 利用者サービスを充分なものにするため、勤務する職員は、夜間時間帯以外の時間帯に、利用者数3人に1人とする。

（利用料その他の費用の額）

第6条　指定介護予防及び指定認知症対応型共同生活介護事業を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、事業所が法定代理受領サービスを提供した際には、利用者から介護保険負担割合証に表記された負担割合で支払いを受けるものとする。

2　保険対象外費用については次のとおりとする。

(1) 入居費　　1ケ月　　35,000円

(2) 食材費　　1日　　1,000円

ただし、朝食200円、昼食400円、夕食400円とし、食事提供の前日までに食事の中止が分かる場合は、1食単位での費用の支払いを受けるものとする。

(3) 水道光熱費　1ケ月　　18,000円

(4) おむつなどの日用品費　　実費

3　前2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

4　前2項の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は家族に対して変更について文書により説明し同意を得るものとする。

（入居にあたっての留意事項）

第 7 条　当グループホームへ入居できる者について、次の事項にすべて当てはまる者であることに留意しなくてはならない。

(1)　認知症の状態にあり、専門医の診断を受けている者

(2)　介護保険の要介護認定において、要支援 2、要介護 1～5 の認定を受けている者

(3)　認知症、その他の病気において、病状等が安定し、急性期でない者

(4)　常時の医療を必要としない者

(5)　自傷他害の恐れのない者

(6)　嚥下に問題がなく、当グループホームでのサービスで効果があると考えられる者

2　入退居にあたっては、前項の事項を踏まえ、当グループホーム管理者、介護職員、デイサービスセンター紙ふうせん看護師、特別養護老人ホームやすらぎの里園長からなる入退居委員会において決定する。なお、それにより退居いただくこともあるが、その場合には当該利用者、家族へ充分な説明を行い、同意を得た上で行う。また、退居後の生活について、その相談に応じ、関係機関との連絡調整、退居後のサービス利用に関する助言、斡旋など、必要な援助を行う。

（緊急時における対応方法）

第 8 条　管理者及び職員は、利用者の病状・状態に急変、その他、緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。ただし、主治医に対する連絡が困難である場合には、協力医師に連絡、又は、緊急搬送等の処置を講ずるものとする。

2　管理者は、前項に規定する処置を行った場合は、速やかに家族及び施設設置者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第 9 条　災害が発生した際には、速やかに利用者の避難、誘導を行う。

2　管理者は、自然災害、火災、その他防災対策について、計画的な防災訓練を行うと共に、常に設備に対する注意義務を持ち、利用者の安全に対して万全を期す。

3　前項の実施について、少なくとも、年 2 回以上の避難訓練を実施するものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

第 10 条　事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2　事業所は、事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の措置を講ずるものとする。

(1)　感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催すると共に、その結果を職員に周知徹底すること。

(2)　感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為の指針を整備すること。

(3)　職員に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施すること。

(4) 感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行う為の体制の整備、地域の医療機関との連携、有症者等の状況及び有症者等に講じた措置等の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、蔓延の防止に万全を期すこと。

また日頃から職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずると共に、利用者及び職員に対して、手洗いやうがいを励行する等衛生教育の徹底を図ること。

（秘密の保持）

第 11 条　職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2　事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす事が無いよう、必要な措置を講ずるものとする。

3　事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

（苦情等への対応）

第 12 条　事業所は、サービスに関する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付ける為の窓口を設置する等必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明するものとする。

2　事業所は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うものとする。

3　事業所は、利用者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力すると共に、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

4　事業所は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な扱いを行わない。

（事故発生時の対応）

第 13 条　利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、迅速かつ適切な対応をすると共に、速やかに当該利用者の家族等の親族、市町村に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2　前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3　利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（職員の研修）

第 14 条　事業所は、利用者に対する処遇を直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、職員の質の向上を図るための研究、研修の機会を設け、適切かつ効率的にサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備するものとする。

2　事業所は、職員の研修を次のとおり実施するものとする。

(1)　採用時研修　　採用後 6 ヶ月以内に実施
(2)　継続研修　　年 1 回以上実施

（記録の整備）
第 15 条　事業所は、利用者に対する指定介護予防及び指定認知症対応型共同生活介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し市町村の基準条例に従い保存しなければならない。
(1)　指定介護予防及び指定認知症対応型共同生活介護計画書
(2)　提供した具体的サービス内容等の記録
(3)　身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由
(4)　利用者に関する市町村への報告等の記録
(5)　苦情の内容等に関する記録
(6)　事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

（身体拘束）
第 16 条　当グループホームは、緊急やむを得ない場合を除き、原則的にいかなる身体拘束も行わない。
(1)　ただし、自傷他害の恐れが大きく、他に方法がない場合、身体拘束を行うことがある。
(2)　やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者、又は家族に充分な説明を行い、家族の了解を得たうえで行う。
(3)　やむを得ず身体拘束を行った場合は、その状況に対する対策を講じ、早期に解消する。
(4)　やむを得ず身体拘束を行った場合は、第 15 条第 1 項(3)について、その一連を記録する。
(5)　やむを得ず身体拘束を行った場合は、後にその事例を検討し、身体拘束廃止に向けて、サービスの見直しを行う。
2　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
(1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催すると共に、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。
(2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
(3)　職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待防止に関する事項）
第 17 条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
(1)　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催すると共に、その結果について職員に周知徹底を図る。
(2)　虐待防止のための指針の整備
(3)　虐待を防止するための定期的な研修の実施
(4)　前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2　事業所はサービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐

待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 18 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防及び指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2　事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他の運営に関する留意事項）

第19条　事業所は適切な指定介護予防及び指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

2　その他、この規程によらない運営上の事項は、施設設置者と協議のうえ、事業所が別に定める。

附　　則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この改正の規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この改正の規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この改正の規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この改正の規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附　　則（令和 3 年 6 月 18 日）

この改正の規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。